

平成 26 年 7 月 30 日
特定個人情報保護委員会

特定個人情報保護委員会の予算概要

1. 事業概要

社会保障・税番号制度の導入に当たり、個人情報保護方策の一環として、特定個人情報（番号を含む個人情報）を取り扱う行政機関等を監視・監督する、独立性の担保された「特定個人情報保護委員会」が、平成 26 年 1 月 1 日に設置。

番号の利用開始は平成 28 年 1 月以降であり、特定個人情報保護委員会の事業は、個人情報保護の体制を強化し、番号制度の円滑な運用開始に寄与するもの。

2. 予算の構成

- (1) 特定個人情報保護委員会に必要な経費
 - (1 - 1) 組織の運営に係る義務的経費等

- (2) 特定個人情報の取扱いに関する監視・監督等に必要な経費
 - (2 - 1) 委員の person 費や諸雑費等の経費
 - (2 - 2) 番号の取扱いに係る監視・監督に必要な経費
 - (2 - 3) 情報保護評価の実施に必要な経費
 - (2 - 4) 番号の取扱いに係る説明会等の普及・啓発に係る経費等

3. 行政事業レビューの対象

「行政事業レビュー実施要領」(平成 26 年 3 月行政改革推進会議決定)に基づき(「事務的経費、人件費等を除く全ての前年度の事業について、別途、内閣官房行政改革推進本部事務局が示す様式にしたがって点検の対象となる事業の単位を整理する。」) 上記「2. 予算の構成」中、(2 - 2)、(2 - 3)、(2 - 4)の予算(平成 25 年度: 4,912 千円、平成 26 年度: 44,878 千円)が対象。